

Client Alert

28 March 2019

本クライアントアラートに
関するお問い合わせ先



高瀬 健作
パートナー
03 6271 9752
kensaku.takase@bakermckenzie.com



達野 大輔
パートナー
03 6271 9479
daisuke.tatsuno@bakermckenzie.com

データ保護 — タイ、初の個人情報保護法を可決

約 20 年にわたる試行錯誤を経て、2019 年 2 月 28 日、ついにタイ国家立法議会で、タイ初の個人情報保護の一般法となる個人情報保護法(PDPA)が可決されました。この法案は国王に奏上されたのち、官報で公布される予定です。

タイにおける事業活動を行っている日本企業は、PDPA の要求する、以下のような点に留意することが必要となります。

- データ主体への通知要件の遵守
- 個人からの同意の取得
- 未成年者の同意の取得に関する制限
- 個人情報のタイ国外への移転に対する規定
- センシティブ情報の取得の際の明示的同意の取得、及び、当該要件に関する免除規定
- データ主体の権利
- 安全管理措置
- データ漏えいなどがあった場合の通知義務
- 情報処理活動の記録義務
- タイ国外で設立された会社の代理人、データ保護責任者(DPO)、同一ビジネスグループ内での移転に関する国際移転要件の免除規定
- 明文化された刑事罰及び行政罰
- 民事上の損害賠償責任及び懲罰的損害賠償責任

なお、PDPA は EU の一般データ保護規則(GDPR)にも含まれてる様々なコンセプトを導入していますが、GDPR に従うことは、必ずしも PDPA を遵守することを意味しません。したがって、企業が十分に PDPA を遵守するためには、注意深い検討が重要です。

PDPA の最終版はまだ官報で公布されていませんが、まもなく公式に発表される見込みです。官報での公布の後、企業が PDPA を遵守するための準備期間が設けられます。PDPA は一定の例外的場合を除いては、タイ国内及び海外双方の企業の大部分に適用されるため、個人情報に関する活動(例えば、顧客データ、仕入先データ、従業員データ、請求伝票及び支払伝票)が PDPA に準拠しているかの再吟味、自社が取り扱っているデータの分類、データマッピングの実施、個人情報に関する書類の準備、その他 PDPA 施行後、PDPA を十分に遵守するために必要な手段に着手しておくことを強くお勧めします。

GDPR などの厳しい規制に 対応するためのコンプライ アンス・e ラーニングプロ グラムのご案内

ベーカーマッケンジーでは、グローバル規模のコンプライアンス・トレーニング・プログラムの構築・導入支援を通じて、世界を舞台に事業を展開する企業が、一般データ保護規則 (GDPR) 対応など、主要なコンプライアンス規制に対する意識を高め、各国の従業員の行動に変化を起こすためのサポートを行っています。当ファームの専門家の監修のもと、各企業の目的に沿ったコンプライアンス・トレーニング・プログラムを設計いたします。詳細は [こちら](#) よりご確認ください。本件に関するご相談またはトライアルご希望の際は、[こちら](#)までご連絡ください。

© 2019 Baker McKenzie. ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業) はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業) 及びベーカー&マッケンジー インターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。

本資料に含まれている情報及びデータは一般的な情報であり、当事務所の法的アドバイスや意見を提供するものではありません。法律及び税務に関わる参考情報や対策については本資料のみに依拠すべきでなく、本資料の受信者は必要に応じ別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。